

# 平成30年度住民税（町・都民税） 申告・平成29年分所得税確定申告

## 町職員による 申告の相談・受付

〔期間〕 2月16日（金）

～3月15日（木）

〔受付時間〕

午前9時～11時

午後1時～4時

〔会場〕 町役場会議室

### ■町民税・都民税の申告 が必要な方

- 平成30年1月1日現在、町に住所のある方で平成29年中に収入のあった方
- 平成30年1月1日現在、町外に住所のある方で、町内に事務所、事業所、家屋敷を有する方
- 給与所得の他に所得のあった方
- 所得がなかった方、どなたの扶養にもなっていない方、町外に住まわれている方の扶養親族となっている方

\* 昨年に町・都民税の申告をしていただいた方などに、申告書を郵送してあります。また、申告書は住民課、古里出張所および申告会場に用意してあります。

### ■町民税・都民税の申告 が免除される方

- 給与以外に所得がない方または公的年金など以外に所得がない方で、提出義務者から町へ給与支払報告書または公的年金支払報告書が提出されている方は申告義務が免除されます。
- 平成29年分所得税の確定申告書を提出する方
- 町民税・都民税申告書への個人番号（マイナンバー）の記載について  
社会保障・税番号制度（マイナンバー・個人番号）の導入により、町民税・

都民税申告書に個人番号の記載が必要となりました。また、個人番号を記載した申告書を提出する場合は、番号確認および本人確認をすることになっておりますので、ご協力をお願いします。

### ■町では、申告期間中、 給与所得者・年金所得者 の確定申告書の作成および 収受を行います。

ただし、つぎのような場合は、相談・受付ができません。

- 土地や建物、株式等の譲渡所得や山林所得がある方（申告書などを作成済みで提出のみの場合は受け付けます。）
- 事業所得（営業等・農業）または不動産所得がある方で青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方
- 住宅借入金等特別控除を初めて申告する方
- 過年分の確定申告

## 申告の際に 持参するもの

- ① 申告書と印鑑
- ② マイナンバーカードまたは通知カード、本人確認書類（運転免許証などの写し）

\* 代理の方が申告する場合は委任状および委任された方の本人確認書類

- ③ 給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書、公的年金等源泉徴収票など、収入の明らかになる資料
- ④ 控除を受けるための証明書

- ・ 国民年金等控除証明書
- ・ 生命保険料や地震保険料の控除証明書
- ・ 障害者控除を受ける方は、障害者手帳や愛の手帳など
- ・ 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書（\*詳しくは税務署作成の「医療費控除を受けられる方

へ）をご確認ください。）  
なお、平成31年分の確定申告までは、明細書の添付に代えて、これまでと同じく領収書の添付によることもできます。

\* 前年に所得税確定申告書を提出されている方は、その申告書の本人控

## 日曜日の 申告相談・受付

2月18日（日）・2月25日（日）の休日に、申告相談と受付を行います。

## 申告は 3月15日（木） までに

3月15日（木）までに申告がない場合、平成30年度の課税決定が遅れたり、必要なときに課税証明書または非課税証明書が発行できませんので、ご注意ください。

※問い合わせは、住民課  
☎ 83-2190

住民税・所得税  
確定申告